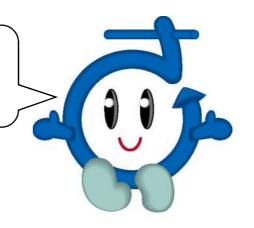
一般廃棄物収集運搬業の変更届の添付書類について

届出は決められた期間内の 提出が義務付けられています。



さいたま市環境キャラクター「さいちゃん」

一般廃棄物処理業の届出は、定められた期間内に提出しなければなり

ません。忘れずにご提出ください。なお、変更届の提出は窓口受付(予

約不要)となります。郵送での提出はできませんので、ご注意ください。

※市外の特定家庭用機器一般廃棄物をさいたま市の指定引取場所へ搬入するためのみの許可(廃家電荷卸し限定許可)を有する方については、排出元の自治体にて所用の手続を行った上で、必要(本市が発行している許可証の記載内容に変更が生じた場合に限る。)に応じて本市へ届出てください。

この冊子中の表記について

ごみ	事業系一般廃棄物(木くず限定含む。)、道路公園清掃ごみ、特定家庭用機器一般廃棄
	物(市内)、一時多量ごみの許可を有する方が対象となります。
し尿	し尿、浄化槽汚泥の許可を有する方が対象となります。
荷卸	廃家電荷卸し限定の許可を有する方が対象となります。

さいたま市

令和元年12月発行

I 変更届出早見表

変更届による届出で対応する事項(代表的な事例)

事 項		届出対象		
		ごみ	し尿	荷卸
○ 住所を変更したとき	P3	0	0	0
○ 市内事業所の所在地を変更したとき	P3	0	0	_
○ 氏名又は名称を変更したとき (組織変更(例:有限会社→株式会社)を含む。)	P 4	0	0	0
○ 法定代理人、役員(監査役、株主及び出資者を含む。)及び 政令使用人を変更したとき	P 4	0	0	*
○ 収集運搬車両の保管場所の所在地を変更したとき	P 5	0	0	_
○ 許可証に記載された特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市 町村等に変更があった場合	Р6	0	0	0
○ 市内事業場の電話・FAX番号を変更したとき	P 6	0	0	_
○ 収集運搬車両を変更等する場合	P6	0	0	
○ 一般廃棄物の運搬先に変更があった場合	Р9	0	_	_

[※] 許可証に記載のある代表者を変更する場合に限る。

変更届による届出以外で対応する事項(詳細は一般廃棄物収集運搬業手引書(業務編)を参照)

事 項	届出等方法	
○ 新たに一般廃棄物 (ごみ) の積替え保管業務を 行おうとする場合	事業範囲の変更許可申請	常時受付ではありません。 必ず事前に廃棄物対策課へ
○ 積替え保管を行う一般廃棄物 (ごみ) の種類を 追加しようとする場合	事業範囲の変更許可申請	ご相談ください。
○ 一般廃棄物 (ごみ) の積替え保管場所を変更 (追加する場合を含む。) しようとする場合	事業範囲の変更許可申請	
○ 事業を廃止しようとする場合	廃止届出	常時受付を行っております
○ 取り扱う一般廃棄物の種類を削減しようとす る場合	廃止届出	が、影響が大きい内容につ いては、事前に廃棄物対策
○ 一般廃棄物 (ごみ) の積替え保管業務を廃止し た場合	廃止届出	課へご相談ください。
○ 一般廃棄物(ごみ)の積替え保管場所を削減し た場合	廃止届出	
○ 欠格要件に該当したとき	欠格要件該当届出	
○ 許可証の紛失、汚損・き損したとき	再交付申請	
○ 一般廃棄物を市外に搬出して処理する場合	事前協議	新しく計画する場合は、事 前に廃棄物対策課へご相談 ください。

1 変更届における共通事項

(1) 提出方法

- ・ 提出時期 変更した日から10日以内
- ・ 提 出 先 さいたま市役所本庁舎 廃棄物対策課窓口持参 (**郵送・FAX 不可**)
- 提出部数 1部

(2) 注意事項

- ・ 公的機関等が発行する証明書は、提出日以前 3 ヶ月以内に発行された原本を添付するものとし、証明書が A 4 サイズより小さい場合には、A 4 用紙に貼付して提出してください。
- ・ 添付写真は、概ねたて8 c m×よこ12 cm 以上のサイズで、提出日以前3ヶ月以内に撮影されたもの(登録ナンバー、車両表示、車両のカラーが鮮明なもの。)とし、A4用紙に貼付して提出してください。
- 提出書類には、穴あけ、紐閉じ及びホチキス留めはしないでください。
- 変更内容によっては、記載した以外の書類の追加提出を指示することがあります。
- ・ 市内事業場、車両保管場所等を変更した場合は、変更内容を確認するため、後日、本市職員による現地調査を実施します。
- 変更の届出に伴い、許可証の記載事項が変更となる場合は、後日、書換え交付します。 (届出書の提出窓口で交付しますので、郵送しません。)なお、書換え交付時に、交付済許可証の原本を返納してください。
- 車両変更又は増車の場合、<u>提出日の4日目以降</u>に清掃センターへの搬入が可能となりますので、早めに届出をしてください。

2 提出書類及び補足事項

(1) 住所を変更したとき (ごみ [し尿 荷卸)

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】
2	住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)	個人の場合に限る。
3	法人に係る登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	法人の場合に限る。
4	交付済許可証の写し	

(2) 市内事業場の所在地を変更したとき (ごみ し尿)

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】
2	案内図、配置図及び写真	《所定様式(1)》
3	不動産登記法第119条第1項に規定する登記事項 証明書(以下「不動産登記事項証明書」という。)のう ち土地及び建物の全部事項証明書	所有権を有していない場合は、 賃貸借契約書の写しをかわりに 提出すること。
4	交付済許可証の写し	許可証の記載事項に変更が生じ る場合に限る。

(3) 氏名又は名称 (組織変更 (例: 有限会社→株式会社) を含む。) を変更したとき (ごみ □尿 荷卸)

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】
2	住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)	個人の場合に限る。
3	法人に係る登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	法人の場合に限る。
4	交付済許可証の写し	

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】
2	法人に係る登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	法人の場合に限る。
3	欠格要件に該当しない者である旨の申出書 ※1	【要綱様式第1号】
4	市区町村長の発行する身分証明書 ※2	外国籍の者は提出不要 荷卸 は添付不要
5	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記 事項証明書(登記されていないことの証明書)※3	該当する場合は業務を適確に行 うことができる旨の記載のある 医師の診断書等 荷卸は添付不要
6	該当役員等に係る住民票の写し(本籍地の記載のあるもの) ※4	
7	発行済株式の額面、総数並びに株式を保有する者の 氏名又は名称及び保有している株式の数が確認でき る書類	発行済株式総数の5%以上の株式を保有する株主(以下「株主」という。)に変更があった場合に限る。
8	出資済総額並びに出資者の氏名又は名称及び出資額 が確認できる書類	出資の額の100分の5以上の 出資をしている者(以下「出資 者」という。)に変更があった 場合に限る。
9	法人の株主又は出資者に係る登記事項証明書 (履歴 事項全部証明書)	法人の株主又は出資者に変更が あった場合に限る。
10	交付済許可証の写し	許可証の記載事項に変更が生じ る場合に限る。

② ※1~※4の書類は、新たに役員等に就任した者がいない場合は提出不要です。 例えば、取締役に就任している者が新たに代表取締役に就任した場合、変更の届出は必要 ですが、※1~※4の書類は提出不要です。

※2 市区町村長の発行する身分証明書について

身分証明書は、欠格要件となる破産者ではないこと、平成12年3月31日以前に 禁治産者及び準禁治産者の宣告を受けていないこと、又は宣告を受けたが現在は復権 しており該当していないことを証明する書類で、本籍地の市区町村が発行します。 提出していただく身分証明書は、3ヶ月以内に発行されたもので、コピー不可です。

※3 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書について

登記事項証明書(登記されていないことの証明書)は、欠格要件となる心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者でないことを証明する書類で、東京法務局が発行します。

提出していただく登記事項証明書は、**3か月以内に発行されたもの**で、**コピー不可** です。

- 申請書用紙の入手
 - … 法務省のホームページ、最寄りの法務局・地方法務局本局等で入手可能
- 証明書の交付請求及び交付窓口
 - … 東京法務局後見登録課及び最寄りの法務局・地方法務局本局戸籍課
- ・ 郵送による証明書の交付請求先
 - … 東京法務局後見登録課

問い合わせ先:東京法務局民事行政部後見登録課

〒102−8226

東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎 4階

電話:03-5213-1360 (ダイヤルイン)

(令和元年12月の改正法施行に伴い、成年被後見人等に該当する場合でも、その業務を適切に行うことができるのであれば、欠格ではないと判断します。役員等に成年被後見人等を選任する場合、その業務を適切に行うことができる旨が判断できる書類(医師の診断書等)をかわりに添付することになります。事前に廃棄物対策課へご相談ください。)

※4 当該役員等に係る住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)について

『住民票の写し』とは、公的機関で取得する住民票(紙)の原本のことで、コピーは不可です。

(5) 収集運搬車両の保管場所の所在地を変更したとき (ごみ [L尿)

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】
2	案内図、配置図及び写真	《所定様式(2)》
3	不動産登記事項証明書のうち土地及び建物の全部事項証明書	所有権を有していない場合 は、賃貸借契約書の写しを提出 すること。

(主) 本市の収集運搬業務に使用する車両の保管場所が市外にある場合でも、届出が必要となります。

(6) 一般廃棄物処理業許可証に記載された特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町村等に変更が あった場合 (ごみ し尿 荷卸)

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】
2	排出元市町村等の一般廃棄物収集運搬業の許可証の 写し	
3	本市の交付済許可証の写し	

⁽重) 荷卸を行う自治体を増やしたい場合は排出元自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可と排出元自治体から本市への事前確認が必要です。必ず排出元自治体に相談してください。

(7) 市内事業場の電話・FAX番号を変更した場合 (ごみ [L尿)

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】

(8) 車両変更(車両ナンバーの変更及び使用用途の変更※1を含む。)及び増車

アプの場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】 ① 運搬する一般廃棄物の具体的な種類を記入。 ② 本市一般廃棄物専用車両であるか否かを記入。 ③ 市施設搬入開始日(提出日の4開庁日目以降)を記入。
2	新規収集運搬車両の車検証の写し	届出日現在で有効なものであること。
3	新規収集運搬車両の写真 ※2	《所定様式(3)》
4	粒子状物質減少装置装着証明書の写し ※3	規制対象車両の場合に限る。
5	一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書 ※4	【要綱様式第7号】 可燃物・紙ごみ・木くずを運搬する車 両(じんかい車以外)に限る。
6	誓約書	【要綱様式第18・19号】
7	一般廃棄物収集運搬車両運行計画書	一時多量ごみ収集運搬車両(じんかい 車以外)で、他市重複車両に限る。
8	増車申請理由書	《書式は任意》 増車の場合に限る。
9	新規契約事業所一覧	《所定様式(4)》 増車の理由が新規契約の対応による 場合に限る。

10	新規契約事業所との契約書の写し	増車の理由が新規契約の対応による 場合に限る。
11	車両表示を消したことを証する書類	車両入替の場合に限る。写真又は抹消 通知書等を添付すること。

イ し尿の場合

	提出書類		備考		
1	一般廃棄物処理業変更届出書		【規則様式第21号】		
2	新規収集運搬車両の車検証の写し		届出日現在で有効なものである こと。		
3	新規収集運搬車両の写真		《所定様式》		
4	粒子状物質減少装置装着証明書の写し	※ 3	規制対象車両の場合に限る。		

ウ 車両登録の廃止(ごみ [L尿)

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】
2	廃止車両の一般廃棄物搬入車両証の原本	一般廃棄物搬入車両証を発行し ていた車両の場合に限る。
3	車両表示を消したことを証する書類 ごみ	写真又は抹消通知書等を添付すること。

※1 使用用途の変更について

使用用途の変更とは、すでに本市の収集運搬業務に使用するものとして届出されている車 両の使用用途が変更になる場合をいいます。

- ・可燃物運搬用 ⇒ 食品廃棄物運搬用に使用する場合
- ・可燃物運搬用 ⇒ 可燃物及び食品廃棄物運搬用に使用する場合

※2 新規収集運搬車両の写真について

<u>所定の表示が必要な収集運搬車両の場合は、必ず表示済みの写真を提出</u>してください。(所定の表示方法等については、17ページの車両基準の項で詳細を確認してください。)

(室) 新規車両の使用状況によっては、記載した以外の書類の追加提出を指示することがあります。

※3 粒子状物質減少装置装着証明書について

① 運行規制制度の概要

平成15年10月1日から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の条例に基づく ディーゼル車の運行規制が実施されています。

- ・ 粒子状物質 (PM) 排出基準を満たさないディーゼル車は、1都3県の地域で運行 禁止
- ・ ただし、規制対象車両も初度登録から7年間は適用を猶予
- ・ 平成18年4月1日から、埼玉県及び東京都では規制基準を強化

② 運行規制対象車両

九都県市あおぞらネットワークのホームページ (http://www.9taiki.jp) 又は九都県市首脳会議で発行しているパンフレット等で確認してください。

③ 運行規制対象車両に係る提出書類

粒子状物質 (PM) 減少装置を装着しなければ、排出基準に適合させることができない 車両については、粒子状物質 (PM) 減少装置装着証明書の写しを提出してください。

※4 一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書について

法令上、収集運搬車両については、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車両を使用する必要があります。また、本市の基準として、可燃物を運搬する車両については、架装構造が機械式又は自動ダンプ式で、かつロータリー式又はパック式の圧縮方式を用いたものでなければ、原則として認められませんが、可燃物運搬用に使用する車両でやむを得ずこれら以外の車両を使用する場合は、次のとおり必要な書類及び写真を提出してください。

① 対象車両

可燃物・紙ごみ・木くずの運搬に使用する収集運搬車両(じんかい車を除く)

② 提出書類及び添付写真

- 一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書【要綱様式第7号】
- ・ 積載状況が確認できる状態の車両の写真
- 密封型容器等を運搬容器として用いる場合は、使用するすべての容器の写真
- ・ 脱着式コンテナ車を使用する場合は、使用するすべてのコンテナの写真

エ 臨時車両(代車) (ごみ)

各清掃センターに搬入登録している(一般廃棄物搬入車両証の交付を受けている)車両で、故障又は車検に伴い臨時車両(代車)を使用せざるを得ない場合には、事前に手続きを行ってください。ただし、じんかい車の代車は、原則じんかい車以外は認められません。手続方法等は一般廃棄物収集運搬業の手引書(業務編)をご確認ください。なお、臨時車両(代車)の使用期間が概ね2週間を超えると見込まれる場合は、必ず事前に廃棄物対策課まで問い合わせてください。また、これ以外の収集運搬車両で臨時車両を使用する場合は、アの手続きとなります。

オ 特別車両 (ごみ)

市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両について、やむを得ず臨時的または限定的に、じんかい車以外の車両を使用する場合は、事前に廃棄物対策課まで問い合わせし、その上で所定の手続を行ってください。なお、特別車両の手続方法等は一般廃棄物収集運搬業の手引書(業務編)をご確認ください。

(9) 取り扱う一般廃棄物の運搬先の変更 ごみ

新たに事業系一般廃棄物に含まれる紙ごみをエコペーパーリサイクルセンターに搬入する場合 や専ら物のびん・かんを東部環境センターに搬入する場合、又は、ペットボトルの搬入先を変更 する場合は、変更届の提出が必要になります。

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第21号】
2	事業の用に供する施設一覧	【要綱様式第5号】
3	一般廃棄物の運搬先一覧	【要綱様式第11号】
4	ペットボトルの運搬先との売買契約書の写し又は受 入れ承諾書の写し	ペットボトルの運搬先を変更する場合に限る。単価又は「有償で買い受ける」旨の記載が必要。

(主) 車両を増車する場合は、別途届出が必要となります。

(10) その他

ア 一般廃棄物搬入車両証の交付について

変更の届出に伴い、車両に変更又は追加があった場合は、後日、新たな一般廃棄物搬入車両証を交付します。(届出書の提出窓口で交付しますので、郵送はしません。なお、車両変更以外の変更(例:代表者の変更、住所変更等)の場合は届出書の提出時に新しい車両証の交付を希望する旨の申出が無い場合、交付しません。)

なお、交付時に、廃止車両の一般廃棄物搬入車両証の原本を返納していただきます。

イ 一般廃棄物搬入車両証の再交付の申出について

交付を受けた一般廃棄物搬入車両証を紛失し、又はき損したときは、直ちに届出て再交付を受けてください。